

邑楽町町制施行50周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業名に邑楽町町制施行50周年記念等の冠を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 冠 邑楽町町制施行50周年を記念して実施する事業として表記する文言をいう。
- (2) 冠事業 事業名に冠を使用する事業をいう。
- (3) 団体 構成員が5人以上である団体をいう。

(冠の表記等)

第3条 冠事業に使用できる冠は、次の各号に掲げる文言とする。

- (1) 邑楽町町制施行50周年記念
 - (2) 邑楽町町制施行50周年記念事業
 - (3) 邑楽町町制施行50周年記念「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」
 - (4) 邑楽町町制施行50周年記念事業「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」
- 2 冠の表記は、当該冠が判別できる大きさ、色及びフォントでなければならない。
- 3 第1項第3号又は第4号の冠を使用する場合における「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」の文言の位置は、事業名の前又は後のいずれでも良いものとする。

(対象とする事業)

第4条 冠事業の対象となる事業は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に実施され、及び完了する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町制施行50周年を祝い、あらゆる世代の町民が参加することができ、及

び町の一体感の醸成を図る事業

- (2) 本町の魅力を町内外に発信することにより、町の活性化に資する事業
- (3) 地域の文化、伝統等を再認識し、郷土愛を育む事業
- (4) 本町の更なる発展につながる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は、冠事業の対象としないものとする。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある事業
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業
- (4) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらと密接な交友関係を有している者が関係している事業
- (6) その他邑楽町町制施行50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が適当でないと認める事業
(対象団体等)

第5条 冠事業の申請を行うことができるのは、町内に活動拠点を有する団体又は企業（以下「団体等」という。）とする。

（冠事業の申請）

第6条 冠の使用を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ委員長に邑楽町町制施行50周年記念冠事業申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて提出し、承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が主催又は共催する冠事業を実施する場合
- (2) その他委員長が適当であると認める場合

2 前項の必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) チラシ、パンフレットその他の事業の内容が分かる書類

(3) 収支予算書（当該事業の参加者等から参加費、入場料又はこれらに類するもの（以下「参加費等」をいう。）を徴収する場合に限る。）

(4) その他委員長が必要と認める書類

（冠事業の審査等）

第7条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、邑楽町町制施行50周年記念冠事業承認通知書（別記様式第2号。以下「承認通知書」という。）又は邑楽町町制施行50周年記念冠事業不承認通知書（別記様式第3号。以下「不承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（承認条件）

第8条 委員長は、前条の規定による冠事業の承認に当たり、必要があると認めるときは、次の条件を付すものとする。

(1) パンフレット等を作成する場合は、「邑楽町町制施行50周年記念事業実行委員会後援」又は「邑楽町後援」を表示すること。

(2) 冠の使用及び前号の表示に係る経費は、申請者が負担すること。

(3) その他委員長が必要と認めること。

（事業内容の変更又は中止）

第9条 冠事業の承認を受けた者（以下「冠事業実施者」という。）は、当該承認を受けた事業の内容を変更し、又は冠の使用を中止しようとするときは、邑楽町町制施行50周年記念冠事業変更（中止）届出書（別記様式第4号。以下「変更等届出書」という。）を委員長に提出するものとする。

2 委員長は、冠事業の承認を受けた事業の変更に係る変更等届出書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、承認通知書又は不承認通知書により申請者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 委員長は、前条第1項の規定による冠の使用の中止に係る変更等届出書の提出があったとき又は冠事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠事業の承認を取り消すものとする。

(1) 本要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 委員長が不適當であると認めたとき。

2 委員長は、前項の規定により冠事業の承認を取り消したときは、冠事業実施者に、邑楽町町制施行50周年記念冠事業承認取消通知書（別記様式第5号。以下「承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により冠事業の承認を取り消された団体等は、承認取消通知書の通知があった日以後、冠を使用してはならないものとする。

（事業実績報告）

第11条 冠事業実施者は、冠事業終了後30日以内に、邑楽町町制施行50周年記念冠事業実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(1) チラシ、パンフレットその他の事業の実績が分かる書類

(2) 収支決算書（当該事業の参加者等から参加費等を徴収した場合に限る。）

(3) その他委員長が必要と認める書類

（争論等の解決）

第12条 冠事業に関し、争論又は訴訟が生じた場合は、当該冠事業実施者の責務において解決するものとする。この場合において、実行委員会及び町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに冠事業の承認をした事業に係るこの要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。